

## 学校の受け入れ体制

### 1 国際教室がある学校

#### (1) 学校での受け入れ体制

外国人児童生徒の受け入れは、何よりも学校全体での取り組みが必要です。このため、次のような点に留意することが大切です。

##### ① 教職員全員の協力と共通理解

校務分掌の中に外国人児童生徒の教育を明確に位置づけ、全校的な指導組織の整備を図っていく必要があります。学年、学校内の教員が連携を密にして、学校全体で取り組んでいくことが大切です。

国際教室担当者の大きな仕事の一つに、翻訳・通訳の交通整理があります。学級担任からの翻訳・通訳の要望を校内資料やホームページで解決できないか判断し、必要に応じて市教委へ通訳派遣を要請します。

##### ② 効果的な指導体制の整備

「取り出し指導」などの特別体制をとる場合、学級担任と連絡相談を密にして指導の一貫性を図ることが大切です。

##### ③ 指導内容の工夫

外国人児童生徒は、日本の児童生徒が経験していない外国での生活経験があります。新学習指導要領解説「総則編」では、こうした「海外から帰国した児童や外国人の児童の指導」について、以下のように記載しています。

海外から帰国した児童や外国人の児童は、日本の児童が経験していない外国での貴重な生活経験をもっている。外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科等の学習に生かすようにするとともに、他の児童の学習にも生かすようにすることが大切である。さらに、外国で身に付けたものの見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を生かすよう配慮することも大切である。このような機会としては、外国語活動のほか、例えば社会科や音楽科などの教科や道徳、総合的な学習の時間での学習活動、特別活動における学校行事やクラブ活動などが考えられるが、児童や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。なかでも、外国語活動などにおいて、外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりする国際理解などに関する体験的な学習活動を進める際には、それらの生活経験等を積極的に生かすことができる。

#### (2) 環境づくり

外国人児童生徒は日本とはちがった言葉、文化、習慣、価値観の中で育ってきていることを、日本人児童生徒にも十分理解させていくことも必要です。異文化に興味関心をもたせ、異なった考え方やものの見方を受け入れられるような指導上の配慮が求められます。

#### (3) 情報交換

近隣の小学校や中学校との間でも外国人児童生徒の意見交換や情報交換を行うなどの積極的な連携を図っていくことも望まれます。

## 2 国際教室がない学校

### (1) 管理職・外国人児童生徒教育担当者の役割

外国人児童生徒の受け入れを学級担任だけに任せるのではなく、校内における受け入れ体制を整えることが大切です。

#### ① 教育相談員（日本語巡回指導）の要請

教育相談員の日本語巡回指導の派遣を、市教委担当指導主事に依頼します。その際、管理職や外国人児童生徒教育担当者、学級担任、教育相談員が連携を取り合って指導にあたるよう配慮する必要があります。

#### ② 翻訳を必要とする日本語文書

保護者が日本語が分からない場合、学校や学年からのおたよりや保健の問診票などの必要な文書を翻訳する必要があるため、通常よりも早めに作成するよう、校内の各担当者に伝えることが大切です。

### (2) 学級担任の役割

#### ① 友だちづくり

学級では、その児童生徒が孤立しないように、友だちづくりに配慮が必要です。日本語が理解できないうちは、自分から積極的に友人を作ることは難しいので、学校内の児童生徒たちが関わりやすいように援助することが必要となります。

#### ② 教室環境

『Somos Amigos! ともだちになろう』などの会話集や辞書、語学本などコミュニケーションの助けとなる物を教室に用意します。『旅の指差し会話帳』（情報センター出版局）のシリーズは、インドネシア語やモンゴル語といった特別な言語を含めた多言語でそろえられています。

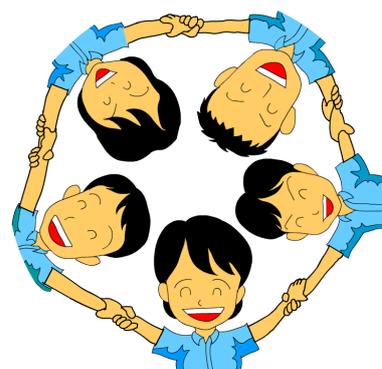
#### ③ 話し方や提示の仕方

教室の授業では、簡単な言葉を使い、ゆっくり明瞭に話しながら、実物や絵を示して指導を行います。また、黒板も大きな字を書き、漢字にはふりがなをふるなどの配慮があると、教科学習にも積極的に参加できるようになります。

### (3) 教育相談員の役割

国際教室がない学校に日本語が全く分からない児童生徒が転入した場合、教育相談員が巡回指導を行っています。

相談員は、児童生徒本人への適応指導や日本語指導、保護者への連絡や翻訳、関係教職員への指導についてのアドバイスなど、さまざまな支援をしています。日本語指導の教材や、教室での自習教材などの紹介もします。



## 健康管理に関して

### 1 保健関係

#### (1) 翻訳文

保健の検査や検査結果に関する文書は、ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語の翻訳文を作成してあります。「市教委 外国人児童生徒教育資料ホームページ」(<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/index.htm>)にある保健文書の項目を参照してください。

#### (2) 転出時の書類

保健関係では、健康診断票が必要です。

#### (3) 検査・健康診断

尿検査、ぎょう虫卵検査、寄生虫卵検査などは、母国でも親も経験したことがない場合があります。そのため、検査のやり方が分からず、提出できないことも考えられるので、説明の仕方を工夫する必要があります。例えばぎょう虫卵検査なら、人形などを使って、児童生徒の目の前で検査の仕方を実演するなどの方法が考えられます。

#### (4) 健康保険

健康保険に加入していない家庭もあります。転入手続きの際に確認しておきましょう。独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険が適用されるようなけがや事故の場合、健康保険に加入していない家庭でも、加入している家庭と同じように治療費の一部が後で払い戻されます。

#### (5) 医療券

市の就学援助を受けている児童生徒が、健康診断で特定の疾病（虫歯、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、慢性副鼻腔炎など）と診断された場合、保護者からの申請によって市の保健給食課から「医療券」が発行されます。受診の際にこの医療券を持って行くと、医療費は無料になります。準要保護で無保険の場合は、3割分が補助されます。

有効期限は通常8月末までですが、その後も治療が継続される場合、新しい医療券が保健給食課から医療機関に直接交付されます。この医療券は、健康保険に加入していない家庭にも交付されます。

#### (6) 結核定期外健診

結核高まん延国(P30 参照)から来日した児童生徒に対しては、定期外の結核検診を実施しています。健診受診の該当者については、市教委・保健給食課より学校宛に連絡が入りますので、学校の教職員が付き添って、指定の日時に豊橋市保健所に出向きます。

＜結核高まん延国・地域一覧＞

	国・地域名	区分		国・地域名	区分
ア行	アゼルバイジャン	B	ハ行	ハイチ	B
	アフガニスタン	A		パキスタン	A
	アフリカ全域(モーリシャス共和国及びセーシェル共和国は除く) ※	B		パナマ	B
	アルメニア	B		バヌアツ	B
	イエメン	B		パプアニューギニア	B
	イラク	B		パラオ	B
	インド	A		パラグアイ	B
	インドネシア	A		バングラディシュ	A
	ウォリス・フツナ諸島	B		フィリピン	A
	ウガンダ	A		ブータン	B
	エクアドル	B		ブラジル	A
	エチオピア	A		ブルネイ	B
	カ行	ガイアナ		B	ベトナム
カザフスタン		B	ベラルーシ	B	
韓国		B	ペルー	B	
カンボジア		A	ボスニア・ヘルツェゴビナ	B	
北マリアナ諸島		B	ボリビア	B	
キリバス		B	香港	B	
キルギス		B	ホンジュラス	B	
グアテマラ		B	マ行	マーシャル諸島	B
グアム		B		マカオ	B
ケニア		A		マレーシア	B
コンゴ民主共和国	A	ミクロネシア連邦		B	
サ行	ジブチ	B		南アフリカ	A
	ジンバブエ	A		ミャンマー	A
	スーダン	B		モザンビーク	A
	スリナム	B		モルドバ	B
	スリランカ	B		モロッコ	B
	ソマリア	B		モンゴル	B
	ソロモン諸島	B	ラ行	ラオス	B
	タ行	タイ		A	リトアニア
台湾		B		ルーマニア	B
タンザニア		A		ロシア	A
中国		A			
朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)		B			
ツバル		B			
ドミニカ		B			
ナ行		ナイジェリア	A		
	ネパール	B			

※「アフリカ全域」とは、世界保健機構(WHO)アフリカ事務局の管轄する地域を指すため、アフリカ大陸の中でも、エジプト、リビア、チュニジア、南スーダンは結核高まん延国には該当しない

区分A: high-burden countries

区分B: high-burden countries 以外で推定罹患率が高い国・地域等

## 2 予防接種

### (1) 母国での予防接種

国によって受ける年齢、回数、1回の分量にちがいがあるようです。また、受ける予防接種の種類にもちがいがあります。ブラジルでは地域によって形式は異なりますが、接種記録帳 (Caderneta de Vacina) があり、ペルーでは生育発達手帳 (Carné de Crecimiento y desarrollo) に予防接種の記録が記されています。

### (2) 市役所の担当課

豊橋では市役所の健康政策課が予防接種について担当しています。まだ受けていない予防接種があったり、分からないことがあったりすれば、母国での予防接種記録を持って相談に行くと詳しいことがわかります。7歳半以下の子どもには母子健康手帳を作ってくれます。ただし在留カードと住所が必要です。

### (3) 予防接種を受けてない場合

日本での法律で定められた接種対象年齢と照らし合わせ、接種券をそれぞれの予防接種別に出してくれます。健康保険に加入しているかどうかに関係なく、無料で受けられます。編入してきた児童生徒や家族が感染していたケースもありますので、受けていない場合は健康政策課に相談するよう勧めてください。



## 家庭との連絡

### 1 学校のおたより

学校からは毎日たくさんのおたよりが保護者へ出されます。外国人の保護者は日本語が分からない人が多く、日本語が話せても読み書きはできない人もいます。教育相談員やスクールアシスタントに翻訳を依頼する前に、担当者や担任でやれることを、まず考えてみましょう。

#### (1) 翻訳を考える前に

毎日学校から出されるすべての文書を翻訳することは不可能です。しかし、日本語が分からない保護者にとっては、どれも同じように意味が分からず、どれが重要か判断できません。保護者の中には不安になったり、逆にそれが何度も繰り返されることで学校のおたよりに全く目を通さなくなる習慣を作り上げたりすることになりかねません。翻訳をする前にできる、簡単なことを挙げます。

##### ① 重要度ごとに選別

どうしても伝えたいこととそうでないものにと選別します。伝えたいものには、赤字で「MUITO IMPORTANTE」（ポルトガル語で大変重要な意味）と書き、子どもには、必ず家の人に見せるように伝えます。

##### ② 重要事項を強調

時候のあいさつなどは削ります。日時など、最も大切な部分に赤で下線を引く、丸で囲むなどすると、保護者の理解を助けます。

##### ③ ローマ字やひらがなの活用

日本語が堪能でなくても、ひらがななら分かる、簡単な言葉なら通じるという保護者もいます。そんな保護者には、簡単な日本語をローマ字で書いたり、ひらがなで書いたりして用件を伝えるとよいでしょう。

以下のように、単語を並べるだけでも意味は伝わります。

(例)「明日は弁当の準備が必要です」→「あした べんとう いる」

#### (2) 既存資料の活用

##### ① 市教委HP「外国人児童生徒教育資料」(<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>)

過去の翻訳した文書が載っています。運動会、保護者会など学校行事に関するもの、保健文書、教材などたくさんの文書があります。ポルトガル語の文書が主ですが、フィリピン語やタイ語なども少しずつ増やしています。

ここで使えそうなものを探し、日付や学校名を変えて利用することができます。

##### ② 会話集『Somos Amigos! ともだちになろう』

日本語が分からない子どもとのコミュニケーションのために、市教委が作成したポルトガル語の会話集です。ここには、学校で使う単語や簡単な文章がたくさん載っています。また、翻訳以外のさまざまな場面でも活用できます。

各学校に配布されていますが、追加希望の場合は市教委へ問い合わせてください。

### ③ 「学校用語集」

学校からの連絡事項に頻出する単語を用語集としてまとめたものです。これも市教委のHPに載せてありますので、ダウンロードして活用できます。

### ④ 市販の会話集やネットの利用

ベトナム語やタイ語など、翻訳文書を探すのが困難な言語では、「指さし会話帳」(情報センター出版社)を利用するとよいでしょう。

ネットの自動翻訳は、正しい意味で翻訳されないこともあります。単語や簡単な文章ならば正しく翻訳される可能性が高いので、活用するのもよいでしょう。

## (3) おたよりの翻訳

緊急を要するもの、内容すべてをどうしても伝えたいもの、複雑なものなどの翻訳については、市教委の相談員に依頼してください。その際には、次のことに注意してください。

### ① おたよりの集約

外国人児童生徒教育担当者が、担任や学年主任などから翻訳してほしいおたよりの集約・選別をします。

### ② 日本語原稿をメールで送信

翻訳する日本語原稿を、スターオフィス「外国人 相談員」まで送信します。翻訳言語といつまでに必要な文書なのかを必ず明記してください。また、メールの確認は毎日行いますが、タイミングよく受信できないことも考えられますので、電話(市役所相談コーナー 51-2077)での一報があるとよりスムーズです。

### ③ できあがり期日

基本的には、1週間程度の期間を考えて、計画的に翻訳依頼をしてください。ただし、個人懇談会の時期など、相談員の学校巡回が多い時期には1週間以上かかることもあるため、早めの依頼が安心です。

## (4) 連絡帳の翻訳

連絡帳に保護者からの母語での記載があった場合には、市教委へ電話で依頼した後にファックスしてください。バイリンガル相談員が対応します。ただし、当日中に翻訳できないこともあります。



## 2 保護者会・個人懇談会

### (1) 通訳の派遣

日本語が分からない保護者に対して、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、英語、フィリピン語の通訳を市教委から派遣します。日常会話はできる保護者でも、込み入った話になると分かりにくいことも考えられるため、通訳を依頼するとよいでしょう。

また、急な転入・編入などがあった場合に通訳派遣が必要な場合には、市教委担当指導主事まで電話で相談してください。

### (2) 担当者がすべきこと

#### ① 通訳の依頼方法

学期初めに二種類の通訳派遣の希望調査があります。通訳が必要な場合には、必要事項を記入して市教委に提出します。

一つは市からの通訳派遣です。相談員、スクールアシスタント、登録バイリンガルを派遣します。各学校からの希望をもとに調整を行いますが、入学式や保護者会、懇談会等の行事については、時期が重なるため、希望どおりに派遣ができないこともあります。

もう一つは、県からの通訳派遣です。ポルトガル語とスペイン語の二言語に限って、語学相談員が派遣されます。ポルトガル語の語学相談員は東三河教育事務所の所属であるため、比較的多くの派遣が可能です。スペイン語については、西三河教育事務所の所属であるため、派遣回数が少ないのが現状です。県教委で他市との調整が図られた後、市教委から決定通知を各学校に送付します。

十分な通訳を確保するために、外国人保護者の懇談会だけ時期をずらし、長期休業中に行うことも一手段です。担任、保護者、通訳ともに時間の融通がききやすく、余裕をもって懇談ができます。また、地域で通訳できる人にボランティアで来てもらう、保護者に通訳ができる友人を連れてきてもらう、保護者が登録している派遣会社の人に通訳をお願いするなどの方法も考えられます。

#### ② 通訳のタイムスケジュールづくり

通訳希望の保護者が多い言語では、通訳の来る日が決まったら、事前に保護者に伝え、なるべくその日に懇談に来てもらうよう促します。外国人保護者が多い学校では、通訳が入る懇談時間を決めた後で、通訳がいない保護者や日本人の保護者の時間を入れてもらうようにします。そのため、日本人よりも1週間早く保護者の希望調査を取り、通訳が入る懇談時間の調整をして、予定表を職員に配ります。希望調査を取るときには、通訳希望の有無、有りの場合、学校の通訳を頼みたいのか、自分で通訳できる人を連れてくるのかなども書く欄を作っておくとよいでしょう。担任は、通訳が入ることで倍の時間がかかることを考慮して時間を組みます。

#### ③ 保護者への連絡

懇談時間が決まったら、保護者に翻訳した連絡文書を渡し、必ず時間通りに来校するよう働きかけます。保護者は職場に仕事を休む許可を取らなければならないことが多いため、キャンセルされるのを防ぐためにも早めの連絡が不可欠です。市教

委HP「外国人児童生徒教育資料」にある形式が活用できます。

外国人保護者は、日本人の保護者のように学校行事などの情報が日常的に耳に入らないため、期日を忘れてしまう場合もあります。保護者と事前に何度も連絡を取って確認するよう努めることも大切です。

#### ④ 市教委への提出書類

市教委担当指導主事に派遣依頼書を提出します。併せて、懇談の予定表（時刻、児童生徒名、クラスなど）の提出も必要です。

#### ⑤ 当日の通訳対応

通訳が初めて訪問する学校である場合は、教室まで案内するなどの配慮が必要です。また、懇談が予定時間より長引いた場合には、派遣依頼書を再度市教委へ提出し、その旨を報告します。

### （3）担任が留意すべきこと

文化のちがいを考慮して、以下のことに留意しましょう。

#### ① 担当者からの情報

懇談前に取り出し授業の様子などを担当者に聞き取り、保護者に伝えられるように準備をします。担当者の同席が可能なときは、担任と担当者と懇談会に臨みます。

市教委HPには、子どもの学習進度が分かる進度表を載せてありますので、積極的に活用しましょう。

#### ② 懇談内容や話し方

できるようになったことやこれからがんばらせたいこと、よかったこと、悪かったことを明確に伝えます。また、できないことを遠回しに言うのではなく、はっきり伝えておかないと、後で誤解を招く恐れがあります。

また、ゆっくりはっきり話すことを心がけます。意図が明確に伝わるように短文で話し、曖昧な表現は避けます。「〇〇はできます。〇〇が上手です。」など、簡単な言い方がよいでしょう。

#### ③ 通訳への配慮

特に、通訳が入る懇談では、次のことに気をつけます。

- ・通常の数倍の時間をみとめる
- ・通訳が話しやすいように話を短く切る
- ・懇談前に懇談内容についての打ち合わせを行う

### （4）保護者の不安に対する配慮

保護者の多くは日本の学校生活を経験していないので、簡単な説明では理解できなかったり、不安に思ったりすることがあります。懇談会の席では、まず安心感を与えることが大切です。そのためには、保護者からの質問を促し、保護者の不安や思いを聞き、不安を取り除くよう心がけます。

## 学習に関すること

### 1 宿題

#### (1) 宿題の内容

宿題は、日本人の子どもと同じでなくて構いません。日本語の理解の程度や学力に応じてその子に見合った内容を考えてください。ただし、保護者の支援は受けられないことが多いので、誰にも頼らずにできる作業的な内容で、国語や算数・数学、英語を中心にします。

##### ★宿題内容の例

- ・ ひらがな、カタカナ、身近な単語、既習漢字等の練習
- ・ 国語の教科書の音読や視写  
(意味は分からなくても、読んだというサインを保護者にもらうとよいでしょう)
- ・ 基本的な四則計算の練習
- ・ 英単語や英文の書き取り、英語の教科書の音読
- ・ 生活日記
- ・ 取り出し指導の復習

子どもたちが楽しく取り組めるプリントを自作したり、インターネットや本で探したりして、宿題への関心を高めます。初めは学校で取り組ませてやり方を指導します。このような内容の教材は、在籍学級の授業に参加できない場合の自習教材としても活用できます。

#### (2) 宿題に取り組めない児童生徒には

一人で宿題をする習慣が身につかないうちは、学校での指導を心がけます。保護者は、協力したくても日本語が分からないため支援できない場合が多いと考えられます。そういう保護者には、テレビを消し、静かな環境を作り、横に一緒についてあげただけでもよいことを伝え、協力を仰ぐことが大切です。

授業後に残して宿題をさせる場合には、必ず事前に保護者に連絡し、併せて下校時刻も伝えます。

放課は、友だちと遊びながら日本語を身につけることができる大切な時間です。そのため、放課での指導はできる限り避けるようにし、ちがうところで時間を生み出すようにしましょう。

## 2 中学校の定期テスト

定期テストの時間に、問題さえ読めずに退屈そうに時間をつぶしている外国人生徒がいます。彼らの気持ちを考えてみてください。非常に辛いことでしょう。また、テスト返却の日、他の生徒とは比べものにならない低い点数の答案が返されます。こんな経験をすれば、テストの日は欠席したくなるのも当然でしょう。

外国人生徒にとって、定期テストが学習の成果が発揮できる日、今後の学習の目標がみえる日になるための工夫が問われます。以下のような方法を参考にしてください。

### (1) テスト問題にふりがなをつける

教科の内容を学習している生徒なら、日本語が読めれば解ける問題があるかもしれませんが、たとえ、すぐ結果に結びつかなくても、読めることでテストに取り組む気持ちになり、テストを欠席して放棄することが避けられるでしょう。

### (2) テストの受け方や解答方法のポイントを教える

別室で2～3回程度、下記のようにテストの受け方や解答方法のポイントを教えることで、意欲がもてるようになることもあります。

- ・ 分かりそうな問題からやる
- ・ 記号や言葉を選ぶ問題は必ずやる
- ・ 社会の資料や国語の読み取り問題では、問題文と同じ文の近くに解答が書かれていることが多い

### (3) テスト問題を作ってみる

テスト問題を全く解くことができない外国人生徒には、既習した内容の簡単な問題を作ってみましょう。ひらがなのテストや小学校の算数の問題でもよいでしょう。彼らが学習したことを試し、確認できる機会をつくることに意味があります。

## 国際理解教育

国際理解教育は、異なる文化をもつ人々と共に生きるための資質や能力の育成をめざす教育です。生活習慣のちがいや考え方、感じ方のちがいから外国を見つめ、日本を見直すきっかけをつくる教育は、豊かな国際感覚や広い視野でものを見つめることのできる人間形成に役立つものです。また、文化や国籍のちがいを越え、人を思いやる優しい心を育てるとともに、世界の人々と心を開いて交流することのできる人間を育てることは、人権意識を身につけるためにも重要な教育だと考えられます。

そこで、異なる文化をもつ児童生徒が在籍することを生かし、具体的な国際理解教育を推進することが望まれます。

### 1 教科、道徳、総合的な学習の時間を活用して（活動例）

#### （1）一つの国とのちがいやつながりに目を向けて

- ・興味を持ちやすい食べ物を調べる  
（例：中国や韓国の味噌について、日本の味噌とのちがいを知る）
- ・豊橋市と提携を結んでいる都市や、その国について調べる  
（提携都市：南通市、晋州市、トリード市、パラナヴァイ市、ヴォルフスブルグ市）

#### （2）広く世界に目を向けて

- ・世界の歌を調べる
- ・世界の料理を調べる
- ・世界の遊びを調べる
- ・世界遺産を調べる

#### （3）小学校4年生「総合的な学習」での具体的な実践例

##### 【主なカリキュラム】

時期	4～5月	6～7月	9～10月	11～12月	1～3月
内容	ブラジルってどんな国？ ・料理やスポーツ、歴史など興味を持ったことを調べる	ポルトガル語であいさつしよう！ ・ポルトガル語を調べ、ブラジル人児童や通訳の方と会話をする	ブラジルの遊びを体験しよう！ ・自分たちで調べた遊びを試したり、クラスのブラジル人の友達に教えてもらったりする	ブラジル料理を食べよう！ ・ブラジル料理を調べたり、近くのブラジル専門店に見学に行ったりする	ブラジル料理を作ろう！ ・ブラジル料理の作り方を調べ、ブラジル人児童の保護者を招いて調理実習をする



ブラジルの遊びを楽しむ子どもたち



ブラジル料理を作る子どもたち

\* 豊橋市役所 多文化共生・国際課の「出前講座」を活用することも効果的です。

## 2 特別活動や学年・学校行事を通して（活動例）

### (1) 委員会活動主体の集会形式

- ・「国際交流集会」「ワールド集会」（朝の活動での世界の遊びや音楽体験）
- ・全校放送を利用した外国の紹介やインタビューの番組づくり

### (2) 学校行事から

- ・運動会のダンスなどの曲に外国のポップソングを使う
- ・入学式や卒業式の入退場曲に外国の曲を使う

### (3) 小学校6年生「特別活動」での具体的な実践例

【单元名】「ブラジル人学校と交流しよう！」

【单元構想図】

